

平成25年5月31日

平成25年度電波利用環境保護周知啓発強化期間の実施
－「私は守ります。電波のルール」－

総務省は、「私は守ります。電波のルール」をキャッチフレーズに、平成25年6月1日(土)※から同年6月10日(月)までを電波利用環境保護周知啓発強化期間として、電波利用環境保護に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

電波利用が様々な分野で拡大するなかで、近年、微弱で免許が不要な無線設備と称しておきながら、実際は微弱の範囲を超え重要無線通信など他の無線設備に妨害を与えている事例が発生するなど電波環境も大きく変化しています。

こうした中で周知・啓発活動は、電波の利用にはルールがあり、ルールを守らないと社会的な悪影響が大きいことを周知することにより、正しく運用されている無線局の通信を不法無線局による混信その他の妨害等から未然に防ぎ、保護することを目的として行っています。

また6月は、不法無線局の取締りを強化する期間としており、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6月1日は「電波の日」です。「電波の日」は、昭和25年(1950年)に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して設けられました。

【平成25年度電波利用環境保護活動用ポスター(内藤剛志)】

総務省総合通信政策局
http://www.tel.soumu.go.jp/

私は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です
電波利用

1時間毎に
不法無線局が出現!
不法無線局の出現状況
8903局

不法無線局から出される電波(不法電波)は、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

私は守ります。
電波のルール

守ろう!
電波の
ルール!

- ① 無線機の使用には技術マーク㊟の確認を!
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!
- ③ 外国規格の無線機は国内では使用できません。

1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

(1) 期間

平成25年6月1日(土)から同年6月10日(月)まで

(2) 主な周知・啓発活動

- ア 各種新聞等に広告掲載を行い、周知・啓発を実施します。
- イ 公共交通機関及び駅等へのポスターの掲出を実施します。
- ウ 無線を使用する団体等に対して、リーフレットにより不法無線局の違法性・反社会性を周知します。
- エ 全国の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)において、電波教室を開催します。
(※詳しくは、最寄りの総合通信局にお問い合わせください。)

2 不法無線局対策の強化

(1) 期間

平成25年6月1日(土)から同年6月30日(日)まで

(2) 内容

上記の期間を取締り強化期間として設定し、重点的に不法無線局の取締りを実施します。
平成24年度の重要無線通信妨害の対応事例、無線局の混信・妨害申告、不法無線局の措置状況は、別紙のとおりです。

以上の取り組みに係る協力省庁及び団体(順不同)

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線工事協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会及びモータースポーツ無線協会

電波はルールを
守って使いましょう。
総務省



ボクは「デンパ君」。
電波利用環境保護活動の
統一キャラクターだよ。

(連絡先)

総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

担当：田中課長補佐、福田調整係長

電話：(代表) 03-5253-5111

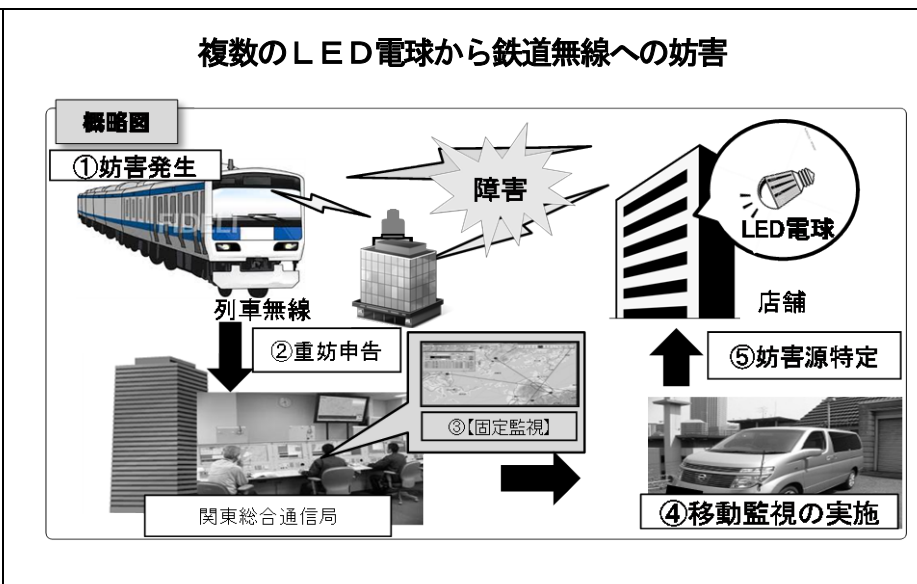
(内線) 5911

(直通) 03-5253-5911

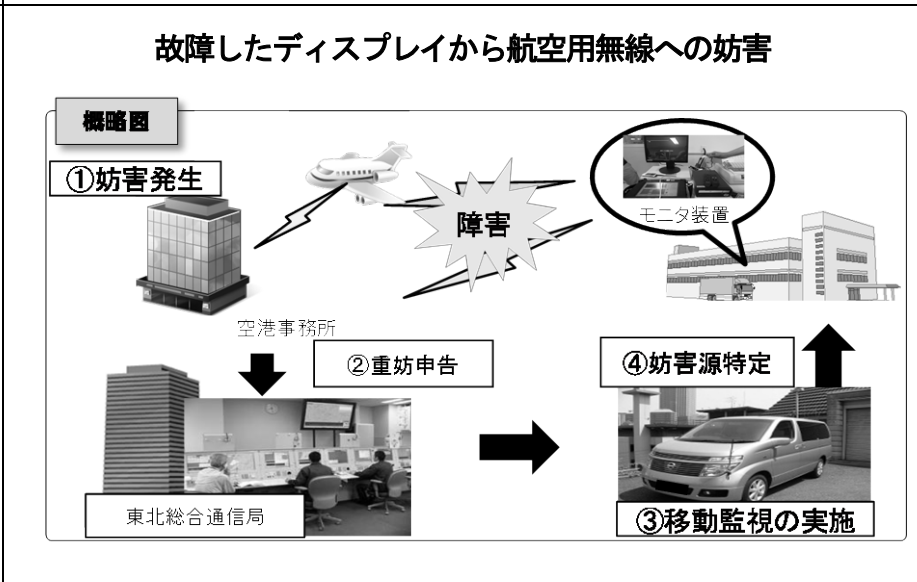
FAX 03-5253-5915

平成24年度の重要無線通信妨害の対応事例

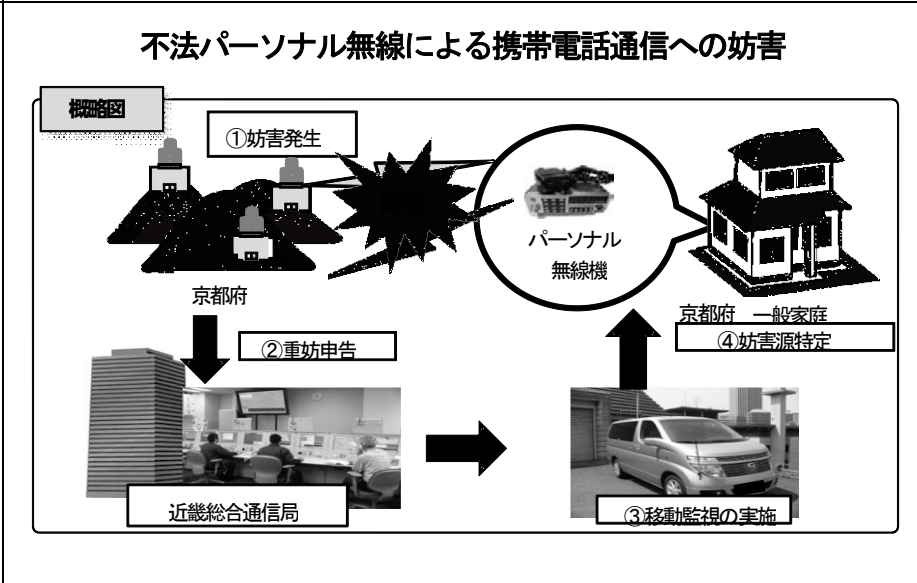
平成24年4月、東京都内において鉄道事業用無線局（列車無線）に混信が発生したため、現地調査を実施し、店舗で使用されているLED電球からの電波が原因であることを突き止めました。
当該店舗に要請し、LED電球を交換したことにより混信を解消しました。



平成24年8月、宮城県内において、空港の航空保安用装置にノイズが混入し、障害が発生したため、調査を実施し、モニタ用ディスプレイの不具合による電波が原因と突き止めました。所有者に対し、モニタの電源を切り、修理をするよう要請し、混信を解消しました。



平成24年10月、京都府内において携帯電話基地局へ混信が発生したため、現地調査を実施し、基地局周辺で使用している不法パーソナル無線機からの電波が原因であることを突き止めました。使用者に対して、当該無線機の使用を止めるよう指導し、混信を解消しました。



平成24年度の混信・妨害申告及び不法無線局の措置状況

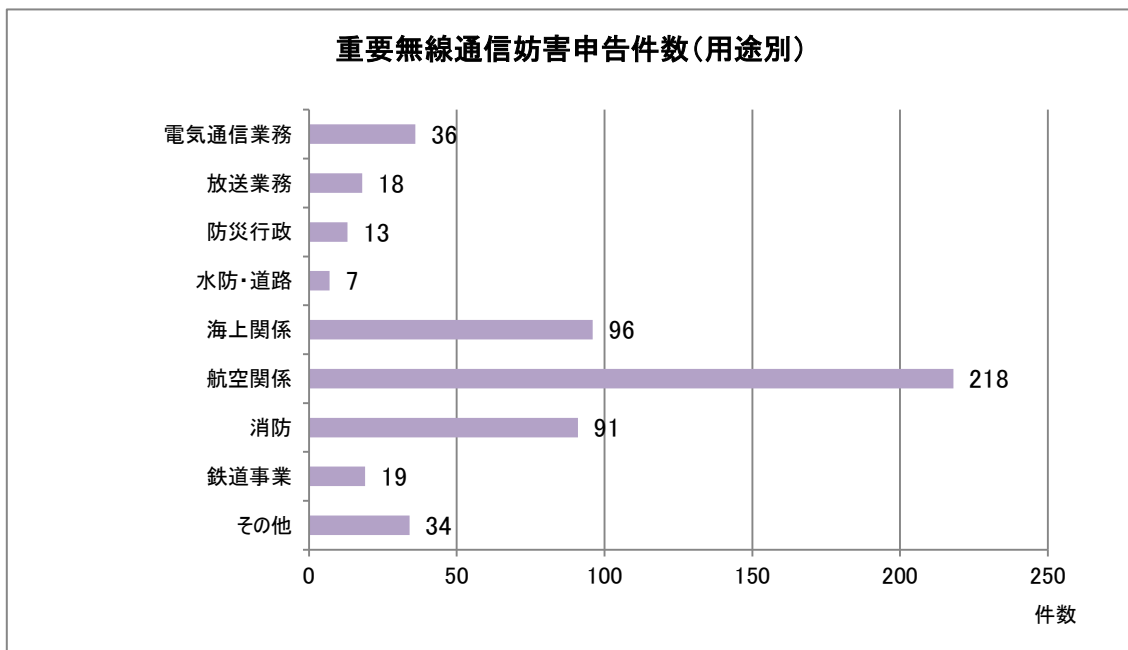
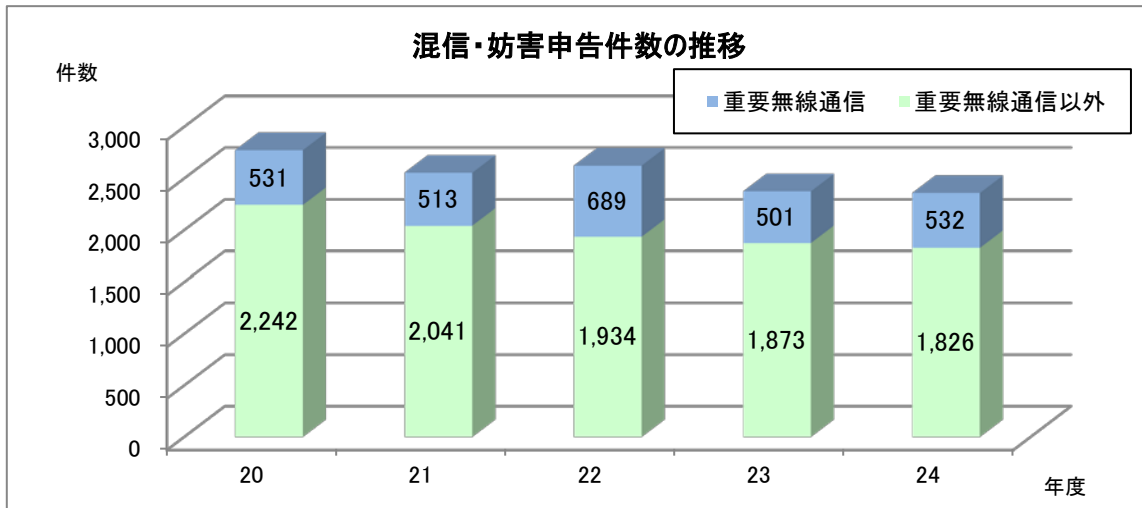
1 混信・妨害申告の状況

無線局に対する混信・妨害申告の総件数は2,358件であり、このうち、重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は532件でした。

○ 重要無線通信に対する申告の傾向

ア 平成24年度の申告件数(532件)は、平成23年度の申告件数(501件)と比べて、増加しています。これは、外国からの短波帯の電波による航空用無線への妨害及び国際VHFへの混信事案が増加したためです。

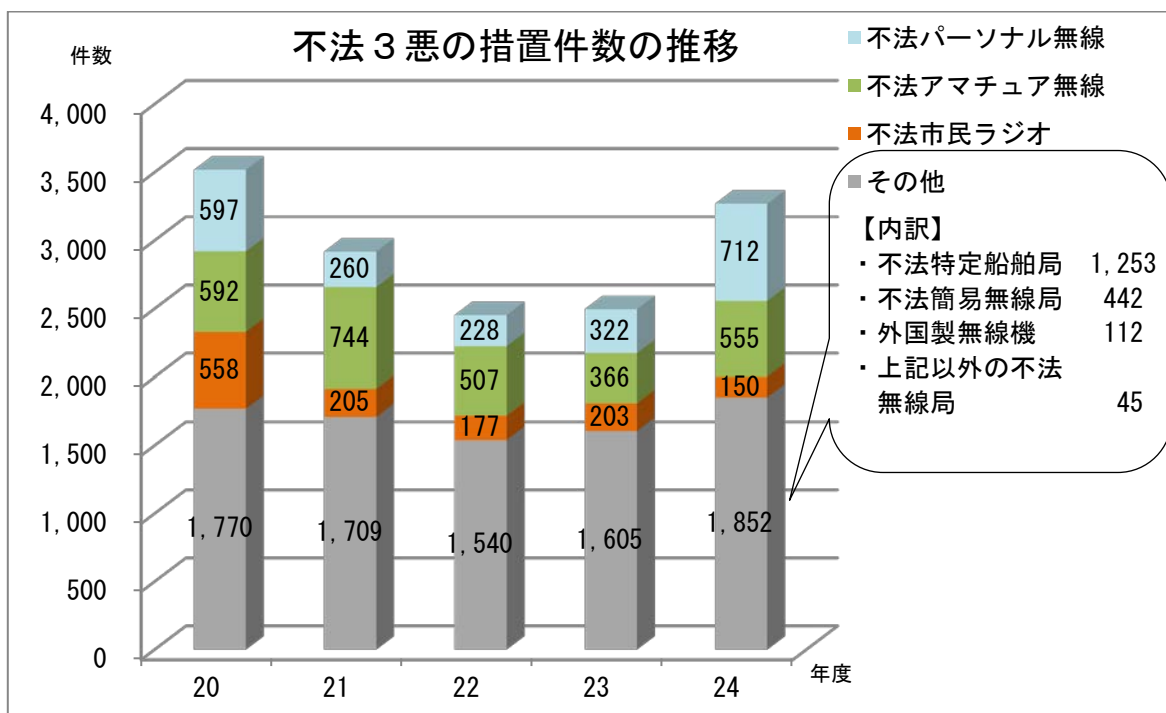
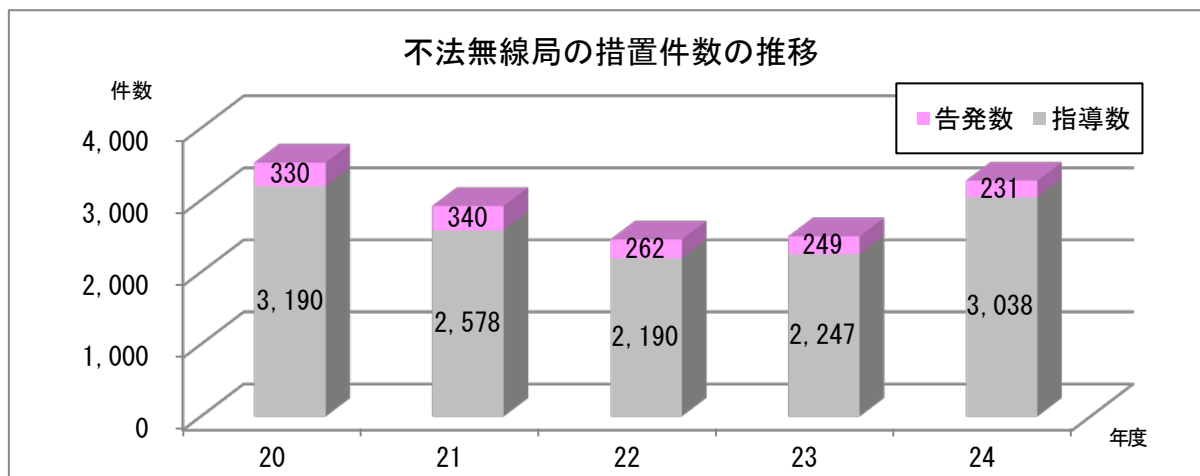
イ 無線局の用途別の申告数は、航空用無線局への混信妨害事案が218件(前年度198件)と最も多く、次いで海上関係、消防、電気通信業務に関する申告が多くありました。



2 不法無線局の措置等

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設、又は運用した不法無線局3,269件のうち、特に悪質と認められた231件については告発を行いました。また、3,038件については行政指導を行っています。

告発又は行政指導を行った3,269件のうち、不法3悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線は、全体の約43%(前年度36%)となっています。平成24年度は特に不法パーソナル無線局対策を重点に取り組んだことや不法3悪以外の特定船舶局、簡易無線局、外国規格の無線機などの措置件数が増加している状況となっています。



※ 各種件数の詳細については、電波利用ホームページを参照ください。
[\(http://www.tele.soumu.go.jp/\)](http://www.tele.soumu.go.jp/)

参考

1 重要無線通信妨害対策

航空・海上無線、携帯電話、消防無線などへの妨害事案が発生しています。これらの重要無線通信が妨害されると、航空機や船舶の運航への支障や救急活動への支障など社会生活へ大きな影響を与えます。このため、重要無線通信妨害に迅速に対応してこれらの妨害排除に取り組んでいます。

※重要無線通信…①電気通信業務、②放送の業務、③人命若しくは財産の保護、④治安の維持、⑤気象業務、⑥電気事業に係る電気の供給、⑦鉄道事業に係る列車の運行の業務などを行うための無線通信。

重要無線通信妨害対策



2 電波監視業務の実施

(1) 目的

総務省では、免許を受けた無線局でも適正な運用がなされないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等のないよう、電波利用環境を保護することを目的として、電波監視を実施しています。

電波は限りある資源であり、相互に干渉しやすい性質があるため、電波を効率よく、安全に利用するため、国際条約に基づく規則や電波法などで電波の利用ルールが定められています。

電波は日常生活を支える公共機関や公益企業をはじめ、運輸業、製造業、小売業、サービス業等、様々な分野で利用されており、電波の利用ルールが守られず、電波利用に混乱が生じた場合の社会的影響は非常に大きくなっており、電波監視の重要性が増しています。

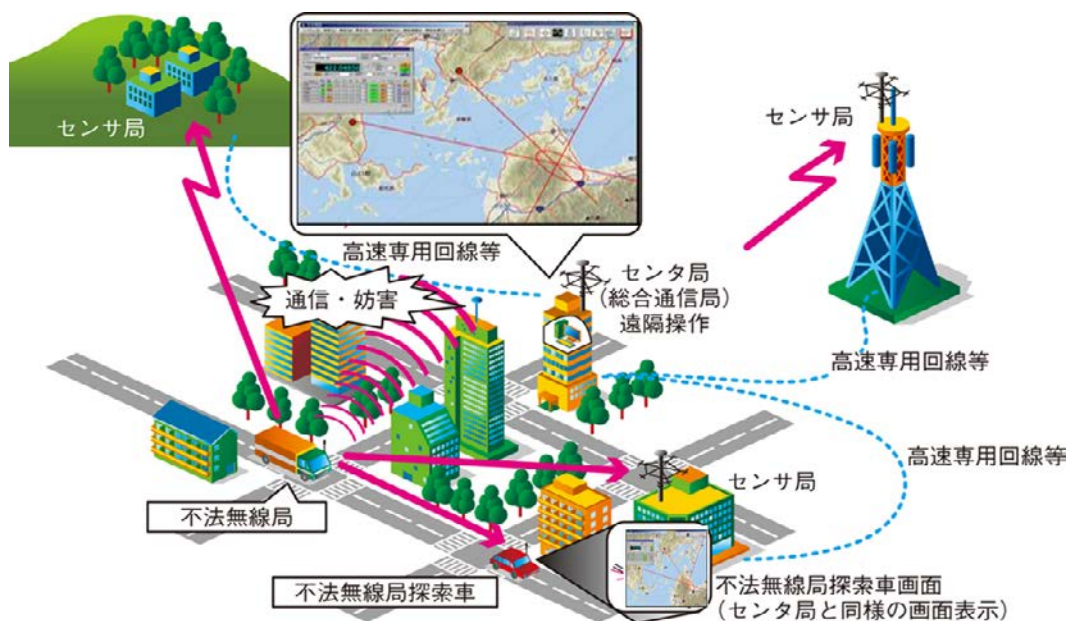
(2) 電波監視のための業務

総務省では、電波監視施設（DEURAS（デューラス））を整備し、不法無線局の取締り、監視を実施するほか、電波利用ルールの周知・啓発活動を実施しています。

ア 電波監視施設（DEURAS）

全国にセンタ局11箇所、センサ局347箇所を整備し、運用しています。

[DEURAS の運用イメージ]



イ 不法無線局の取締り

電波利用の拡大とともに、不法無線局による混信が多発しているため、総務省では、不法無線局による混信・妨害の実態、その使用形態、出現の要因及び社会的背景等を踏まえて、不法無線局対策に取り組んでいます。

ウ 電波利用環境保護に関する周知・啓発活動

電波の利用機会の拡大により、電波利用のルールを知らずにルールを犯し、重要無線をはじめとする無線通信に妨害を与えるケースが増加しています。そのため、総務省では、電波を利用する一般国民への電波利用ルールの啓発とともに、電波利用機器の流通分野に対しても電波利用ルールとその重要性について周知・啓発を行い、不法無線局による妨害の未然防

止に努めています。

また、不法無線局のもたらす社会的悪影響の重大性を認識しないまま不法無線局を使用するケースについても、不法無線局設置者等に影響力がある運送車両関係経営者や公共工事発注者等を主なターゲットとして、違法性や反社会性を直接アピールする周知啓発活動を展開し、電波利用環境の保護を図ることを目的として広く社会に訴求しています。

○重要無線通信妨害の罰則

電波法 第108条の2

第1項 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

○不法無線局に関する罰則

電波法 第110条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

第2号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者

第3号以下省略

(参 考)

・電波法 第4条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

第1号以下省略

・電波法 第27条の18

電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。